

# ◆療養補助金

## 〈請求方法〉

① 領収書を受診月ごとに分ける。※支払月ではありません。

令和4年4月  
計 4,300円

領収書

A 病院  
令和4年4月1日受診

---

領収書

A 病院  
令和4年4月3日受診

---

領収書

B 薬局  
令和4年4月3日受診

令和4年5月  
計 12,300円

領収書

A 病院  
令和4年5月1日受診

---

領収書

C 病院  
令和4年5月5日受診

---

領収書

B 薬局  
令和4年5月8日受診

令和4年6月  
計 外来 5,500円・入院 39,000円

領収書

C 病院  
令和4年6月8日受診

---

領収書

D 薬局  
令和4年6月8日受診

---

入院領収書

入院期間  
令和4年6月10日～12日

② 療養補助金請求書を記入

- ・ 1枚の請求書で最大3か月分の請求が可能です。
- ・ 受診年月と保険診療費の合計額を外来、入院それぞれの欄に記入してください。

③療養補助金請求書に領収書をつけて、互助組合へ郵送（提出）

- ・ 領収書はコピー可（両面コピー不可）
- ・ 請求後に領収書はお返できませんので、必要な方はコピーでご請求ください。
- ・ 領収書は表面か裏面どちらか一方にまとめて添付してください。
- ・ 受診月の翌月以降に提出してください。例：6月受診分は7月1日以降に提出

領収書がA4サイズ以外の場合

表面左端に重ねてホチキス止め

領収書  
B 薬局  
令和4年4月3日受診

受診年月	外来	入院	合計
令和4年4月分	4,300		
令和4年5月分	12,300		
令和4年6月分	5,500	39,000	

保険診療分の1か月の合計額を外来・入院ごとに記入

A4サイズの領収書がある場合

表向きに重ねて請求書裏面にホチキス止め

受診年月	外来	入院	合計
令和4年4月分	4,300		
令和4年5月分	12,300		
令和4年6月分	5,500	39,000	

領収  
令和4年  
6月13日  
京都聖徳病院  
病院

## 〈領収書の注意〉

領収書に、患者氏名、受診年月、保険点数または保険診療費であることが明記されているかを確認してください。

### 領収書 例

請求書兼領収書						
患者 No. No. 123456	氏名 互助 花子 様				受診日 令和3年6月8日	
保険区分	負担割合	本人・家族				
国保	30%	本人				
保 険	初・再診	医学管理	投薬	検査	在宅医療	
	245 点	点	点	470 点	点	
	注射	リハビリテーション	処置	精神科療法	総点数	
	285 点	点	点	点	1,000 点	
保 険 外	予防接種	文書料	健康診断			
	1,800 円	800 円	円			
	合計	保険	保険外			
		10,000 円	円			
	負担額	3,000 円	2,600 円			
	領収額合計	5,600 円				

京都聖護院病院  
京都市左京区聖護院 1

領収印
領収 令和4年 6月13日 京都聖護院 病院

### ● 給付対象額は領収書のどこを見ればいい？

領収書の中で保険診療費は以下のような項目に記載されています。

例：保険診療費、自己負担額、一部負担金、保険内金額、保険適用料金、保険分負担金、定率負担金、保険調剤費など

上記領収書の場合、**負担額の 3,000 円が給付対象**です。

### ● 給付の対象とならないもの

例：保険外金額・自費負担額（負担割合 100%の領収書・文書料、室料差額、個室料、予防接種料など）、介護保険、食事療養費、病院までの交通費など

上記領収書の例だと、**保険外の予防接種、文書料 2,600 円は給付対象外**です。

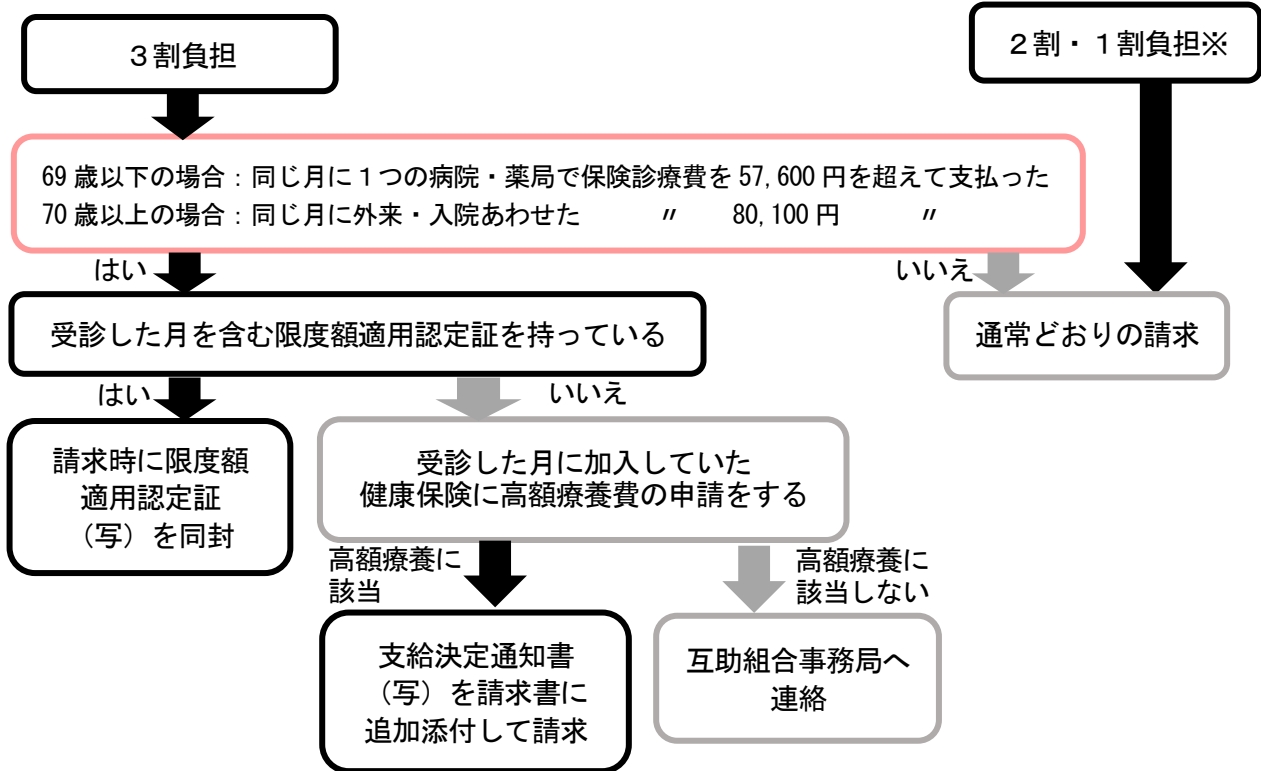
### ● 装具（コルセット等）の作製費用は請求できる？

コルセット等装具の作製費用は、作製業者に支払った領収書（写）と一緒に、健康保険から還付を受けたときの通知書（写）を添えて請求してください。

### ● 領収書のコピーを添付する場合、記載事項が全て確認できるようにコピーしてください（縮小コピーも可。A4 用紙に複数の領収書コピーも可）。

## <高額療養費について>

療養補助金は高額療養費などの公費負担額を給付対象から除きます。入院や手術等、医療費が高額になる場合は以下の手順でご請求ください。



※1割、2割負担の方も高額療養費などの公費負担額を給付対象額から除きますが、領収書の金額で相当額が計算できますので、通常どおりの請求で結構です。住民税非課税世帯の方はこの限りではありませんので、互助組合事務局にご連絡ください。

## <健康保険の高額療養費制度とは>

健康保険証を使って支払った1か月の医療費の自己負担額が高額になった時、手続きをすることで自己負担限度額を超えた分が加入している健康保険(国保、協会けんぽ等)から払い戻しが受けられる制度です。自己負担限度額は、70歳未満・以上および所得区分により異なります(下表参照)。

### ■70歳未満の方(3割負担)

適用区分	1か月の自己負担限度額	4回目以降の自己負担限度額
ア 年収約1,160万円～	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
イ 年収約770～1,160万円	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
ウ 年収約370～770万円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
エ 年収～370万円	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税者等	35,400円	24,600円

### ■70歳以上の方

適用区分	窓口負担	入院+外来の自己負担限度額	
		外来の自己負担限度額(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み Ⅲ 年収約1,160万円～ Ⅱ 年収約770～1,160万円 Ⅰ 年収約370～770万円	3割	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1% 4回目以降 140,100円	57,600円 4回目以降 44,400円
		167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% 4回目以降 93,000円	24,600円
		80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% 4回目以降 44,400円	15,000円
一般 年収約156～370万円	2割または1割	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 4回目以降 44,400円
Ⅱ 住民税非課税世帯		8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯(所得が一定以下)			15,000円

(例) 高額療養費の還付  
(健康保険の自己負担上限57,600円の場合)  
保険診療費 窓口負担 100,000円

互助組合給付対象 57,600円	健康保険より還付 42,400円
---------------------	---------------------

互助組合給付額の計算式  
(57,600円-4,000円) × 0.5=26,800円 (給付額)